

統計業務の質の向上に向けた専門家会議の運営について（案）

令和 8 年 3 月 日
統計業務の質の向上に向けた専門家会議

統計業務の質の向上に向けた専門家会議（以下「本会議」という。）の運営については、以下のとおり定めるところによる。

（会議の公開）

第 1 条 本会議は原則として公開とする。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第 2 条 本会議の会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第 3 条 事務局は、本会議の議事録を作成し、原則としてこれをホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（持ち回り開催）

第 4 条 主査は、必要に応じ、本会議を持ち回りによる開催とすることができる。

（守秘の徹底）

第 5 条 構成員は、任期中及び任期終了後において、構成員として知り得た情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

（雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則

この規則は、決定の日から施行する。